

京都市交通局管理規程第34号

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する規程

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を次のように改正する。

第38条に次の3号を加える。

- (11) 資産の評価
- (12) 繰延収益の償却
- (13) 引当金の計上

第59条中「規程第103条第4項」の右に「及び第5項」を加える。

第68条第1項中「資本勘定の借入資本金」を「負債勘定の固定負債又は流動負債」に改め、同条第2項中「固定負債」の右に「又は流動負債」を加える。

第69条の見出しを「(払込額が額面価額と異なる企業債の整理)」に改め、同条を次のように改める。

第69条 払込みを受けた金額が額面価額と異なる企業債については、毎事業年度の末日において適正な価格を付さなければならない。

第69条に次の1項を加える。

- 2 企業債に係る払込みを受けた金額と額面価額との差額は、原則として償却原価法により、払込みを受けた金額に増額又は減額する。

第70条中「規程第124条第5号」を「規程第124条第6号」に改める。

第77条中「及び繰延勘定の償却」を「, 繰延勘定の償却, 繰延収益の償却及び資産の評価」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 職員課長は、毎事業年度において決算整理のため、退職給付引当金、賞与引当金及び法定福利費引当金の計上の手続きをとらなければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。

(交通局企画総務部財務課)